

第34号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年3月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減に係る対象世帯を拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り，同項第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は，平成26年度以後の年度分の保険料について適用し，平成25年度分までの保険料については，なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，保険料の軽減に係る対象世帯を拡大するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る対象世帯の拡大

(第17条関係)

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において，24万5千円を乗ずる被保険者数及び特定同一世帯所属者数に世帯主を含めることとする。
 - (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において，被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗ずる金額を45万円（現行は35万円）とする。
- ※ 特定同一世帯所属者とは，国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

3 施行期日等

- (1) 平成26年4月1日
- (2) 改正後の規定は，平成26年度以後の年度分の保険料について適用し，平成25年度分までの保険料については，なお従前の例による。